宮城県の新型コロナウイルス感染症支援策のまとめVer.1

緊急事態宣言相談ダイヤル(平日9時~18時) 健康電話相談窓口(24時間対応) 事業者向け相談窓口(平日8時30分~17時)

## 022-211-3322

022-211-3883 022-211-2882

022-211-2742

_	_		_			<u> </u>
		支援メニュー	制度	条件	概要	その他・相談窓口など
共通	国税	<ul><li>・市県民税等の猶予</li></ul>	猶予	<ul> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、国税等の納付が困難な方</li> <li>納税について誠実な意思を有すると認められること、猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと等の条件があります</li> </ul>	・原則1年猶予(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります) ・猶予期間中の延滞税が軽減又は免除 ・財産の差押えや換価(売却)も猶予など(国・県・市税によって条件は変わります)	・国税は最寄りの税務署に直接お問い合わせ下さい ・県税は最寄りの県税事務所が税務課(022-211-2326)にお問い合わせ下さい ・市町村税は各市町村窓口(徴税課など)に直接お問い合わせ下さい
	生活	福祉費(緊急小口資金)	融資	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、体業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を 必要とする世帯	・1世帯10万円以内(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内) ・据置1年以内、償還2年以内(無利子) ・令和2年7月末まで(予定)	市区町村社会福祉協議会     不明な場合は県社会福祉協議会へ(022-225-8478)     海収を証明できる資料が必要となります。詳細はお問い合わせ下さい
個	総合	5支援資金(生活支援費)	融資	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ・お住いの地区を担当する生活困窮者自立相談支援事業所への相談が必要	<ul><li>・1世帯2人以上:月20万円以内、単身:月15万円以内</li><li>・融資期間:原則3月以内(据置1年以内、償還10年以内(無利子))</li><li>・令和2年7月末まで(予定)</li></ul>	<ul><li>市区町村社会福祉協議会 不明な場合は県社会福祉協議会へ(022-225-8478)</li><li>生活困窮者自立相談支援事業所から継続的な支援を受けることが要件となります</li></ul>
へ向け	国保	2公共料金支払い猶予	猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けた者であり、一時的に料金の支払いが困難となっている方など	支払期日を1ヶ月繰り延べ対応など	・水道局や各事業者に直接お問い合わせください (電気・ガス対象企業一覧:https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/)
制度		・国民年金料の減額・免除・猶予	減額 免除 猶予	国保:災害、病気、失業その他特別の事情があり保険料(税)を締めることが困難と認められる場合 年金:新型コロナウイルスの感染症の影響により、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を 行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合	国保:減免基準等は自治体ごとに定められます 年金:全額、4分の3、半額、4分の1もしくは納付猶予	<ul> <li>詳細は各市町村窓口(保険年金課、国民年金課など)に直接お問い合わせ下さい</li> <li>・国保の減額については市町村ごとに要件等が異なりますのでご注意下さい</li> </ul>
		確保給付金	給付	・離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失するおそれがある ・給与を得る機会が個人の責に帰する理由、個人の都合によらず減収し離職等と同程度にある ・申請日において離職等の日から2年以内である ・離職前に、主たる生計維持者であった ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準収入以下など	・家賃額を支給(家賃上限額あり) ・原則3カ月(最大のカ月) ・支給額や支給要件は自治体ごとに異なります	各福祉事務所や生活困窮者自立相談支援事業所にお問い合わせ下さい 不明な場合は県保健福祉部社会福祉課へ(022-211-2517)
休業補償等	厚生	年金保険料等の猶予	猶予	新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難 な場合	原則として1年以内	県内の年金事務所に直接お問い合わせ下さい 不明な場合0570-007-123(平日8時30分~19時、第2土曜9時30分~16時)
	雇用	問整助成金の拡充	助成	・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)     ・生産指標要件1ヶ月10%(緊急対応期間※は5%)以上低下     ※緊急対応期間:4月1日から6月30日まで	緊急対応期間の助成内容 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める ・助成率の小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4) ・計画届の事後提出を認める(~6月30日まで)など	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120-60-3999(土日・祝日含む9時〜21時)
	小学	や校休業等対応助成金・支援金	助成支援	令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の要件に該当する場合 ・労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主(助成金) ・子供の世話を行うため、契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者(支援金)	・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限8,330円・助成金)・就業できなかった日について4,100/日を定額支給(支援金)・申請期限:令和2年9月30日まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター の120-60-3999(土日・祝日含む9時〜21時)
	持続化給付金(予定)		給付	・新型コロナウイルス感染症の影響により、 資本金10億円以上の大企業を除き、売上が前年同月比で50%以上減少している者(中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などが対象)	・法人200万円、個人事業者100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限 計算方法:前年の総売上(事業収入)—(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日9時~17時)
		セーフティネット資金(5号)	融資	<ul> <li>市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①指定業種に属する事業を行なっており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ②指定業種に属する事業を行なっており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格 が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと</li> </ul>	・融資上限:8,000万円(利率1,3%、保証協会保証料0,50%) ・資金使途:連転資金及び設備資金 ・機選期間:連転資金・設備資金ともに10年以内(うち据置期間2年以内)	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫にお問い合わせ下さい 不明な場合は県経済商工観光部商工金融課へ(022-211-2744)
		商工中金等による「危機対応融 資」	融資	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1ヶ月の売上高が 前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している中小企業者等	<ul><li>・1 社あたり3億円以内(元高20億以内)</li><li>・資金使途:設備資金及び運転資金</li><li>・ 偽選期間:設備資金20年、運転資金15年(うち据置期間5年以内)</li></ul>	商工組合中央金庫にお問い合わせ下さい 初めての方0120-542-711 (平日・土・日・祝9時~17時) 既にご融資のある方 平日 (銀行営業日) 9時~19時お取引のある営業店 休日 (土・日・祝) 9時~17時 (0120-542-711)
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資	・最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3ヵ月以上1年1ヵ月末満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高、② 令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少	・中小事業3億円、国民事業6,000万円(一部は当初3年間基準金利▲0,9%) ・資金使途:設備資金及び運転資金 ・償還期間:設備資金20年以内、運転資金15年以内(共に、うち据置期間5年以内)	日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時~17時) (創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時)
		生活衛生新型コロナウイルス感染 症特別貸付	融資	・生活衛生関係の事業を営む方で、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高、② 令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少	・融資上限:6,000万円(一部は当初3年間基準金利▲0,9%) ・資金使途:設備資金及び運転資金 ・償還期間:設備資金20年以内、運転資金15年以内(共に、うち据置期間5年以内)	日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時~17時) (創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時)
資金繰り支援		マル経融資(小規模事業者経営改善資金)(拡充)	融資	<ul> <li>・商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦が必要</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少</li> </ul>	<ul> <li>・融資上限:1,000万円(特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%)</li> <li>・資金使途:設備資金及び運転資金</li> <li>・償週期間:設備資金10年以内(うち据置期間4年以内)、運転資金7年以内(うち据置期間3年以内)</li> </ul>	日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時~17時) (創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時)
		生活衛生改善貸付(拡充)	融資	<ul> <li>生活衛関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦が必要</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少</li> </ul>	<ul> <li>・融資上限:1,000万円(特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%)</li> <li>・資金使途:設備資金及び運転資金</li> <li>・償週期間:設備資金10年以内(うち据置期間4年以内)、運転資金7年以内(うち据置期間3年以内)</li> </ul>	日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時~17時) (創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時)
	売上高10%~20%凶	衛生環境激変対策特別貸付	融資	<ul> <li>生活衛生関係営業を営む方であって、次のいすれにも該当する方 ①衛生環境の激変に伴い、最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期(営業歴が1年未満の場合は過去直近3ヵ月間の売上高の平均額)に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</li> </ul>	・融資上限:1.000万円 ・資金使途:連転資金 ・機選期間:連転資金7年以内(うち据置期間2年以内)	日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時~17時) (創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時)
		災害復旧対策資金	融資	新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1ヶ月の売上高等が前年同月の売上高等に比して10%以上減少し、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定を受けること	<ul> <li>令和2年3月6日から令和2年6月30日の融資実行分まで</li> <li>融資上限:5,000万円(制率1,6%以内、保証協会保証料0.45~1,00%)</li> <li>資金仕僚:連転資金及び設備資金</li> <li>機選期間:運転資金とり職資金とちに10年以内(うち掲置期間2年以内)</li> </ul>	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫にお問い合わせ下さい 不明な場合は県経済商工観光部商工金融課へ(022-211-2744)
		危機関連対策資金	融資	<ul> <li>市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること ②経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること</li> </ul>	・ 令和2年2月1日から令和3年1月31日の融資実行分まで     ・ 融資上限:8000万円(利率1.3%、保証協会保証料0.50%)     ・ 資金使途:連転資金など設備資金     ・ 備週期間:運転資金なら機資金ともに10年以内(うち掲週期間2年以内)	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫にお問い合わせ下さい 不明な場合は県経済商工観光部商工金融課へ(022-211-2744)
	上減少	セーフティネット資金(4号)	融資	<ul> <li>市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①県内において14間以上接続して事業を行っていること ②最近1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつその後2カ月を含む3カ月間 の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること</li> </ul>	・令和2年2月18日から令和2年6月1日までに、市町村から認定を受けること・融資上限:8000万円(利率1.3%、保証協会保証料0.50%)・資金任使:連転資金及び登録資金・償還期間:運転資金を・設備資金ともに10年以内(うち掲置期間2年以内)	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、 商工組合中央金庫及び農林中央金庫にお問い合わせ下さい 不明な場合は県経済商工観光部商工金融課へ(022-211-2744)
	係減 な少 く関	城 経営環境変化対応資金(セーフ ティネット貸付)	融資	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方	・中小事業7.2億円、国民事業4.800万円 ・資金使途:設備資金及び運転資金 ・償還期間:設備資金15年以内、運転資金8年以内(ともにうち据置期間3年以内)	日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時~17時) (創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				